

## 第1次贈呈対象者について

【対象期間】 令和2年2月1日～4月30日

【定義①】 入院患者を受け入れた医療機関において、入院患者と直接接して業務を行った医療職の方

【定義②】 帰国者・接触者外来設置医療機関、地域外来・検査センター等において、患者又は疑似症者等感染が疑われる方に対して、検体採取業務を行った医療職の方

【定義③】 患者受入れに協力した宿泊施設において、療養業務を行った医療職の方、患者受付・送迎業務を行った方

| 対象施設                              | 対象職種・業務  |   | 金額               |  |
|-----------------------------------|--|---|------------------|--|
| 入院患者を受け入れた医療機関<br>【定義①】           | 医師   | ・新型コロナウイルス感染症入院患者の医療に直接従事することを常態とし、かつ新型コロナウイルス感染症入院患者と直接接して業務を行った医師         | (5日以上勤務)<br>20万円 |  |
|                                   | 看護師・<br>その他看護職   | ・新型コロナウイルス感染症患者を入院させるための病棟に勤務し、かつ新型コロナウイルス感染症入院患者と直接接して業務を行った看護師、准看護師及び看護助手 |                  |  |
|                                   | その他医療職   | 臨床工学技士  |                  | ・新型コロナウイルスに汚染されたエリア(いわゆるレッドゾーン)内において、新型コロナウイルス感染症入院患者と直接接して業務を行った臨床工学技士  |
|                                   |  | 診療放射線技師   |                  | ・新型コロナウイルスに汚染されたエリア(いわゆるレッドゾーン)内において、新型コロナウイルス感染症入院患者と直接接して業務を行った診療放射線技師 |
|                                   |  | 臨床検査技師  |                  | ・新型コロナウイルスに汚染されたエリア(いわゆるレッドゾーン)内において、新型コロナウイルス感染症入院患者と直接接して業務を行った臨床検査技師  |
|                                   |  | 薬剤師   |                  | ・新型コロナウイルスに汚染されたエリア(いわゆるレッドゾーン)内において、新型コロナウイルス感染症入院患者と直接接して業務を行った薬剤師     |
| その他医療職                            | ・新型コロナウイルスに汚染されたエリア(いわゆるレッドゾーン)内において、新型コロナウイルス感染症入院患者と直接接して業務を行った医療職 |   |                  |  |
| 帰国者・接触者外来設置医療機関、地域外来・検査センター等【定義②】 | 医師   | ・新型コロナウイルス感染症患者又は疑似症者等感染が疑われる者に対して、検体採取業務を行った医師                             | (5日以上勤務)<br>10万円 |  |
|                                   | 看護師・<br>その他看護職   | ・新型コロナウイルス感染症患者又は疑似症者等感染が疑われる者に対して、検体採取業務を行った看護師、准看護師及び看護助手                 |                  |  |
| 宿泊施設<br>【定義③】                     | 医師   | ・新型コロナウイルス感染症患者の宿泊療養の受け入れに協力した宿泊施設において、患者療養業務を行った医師                         | (5日以上勤務)<br>10万円 |  |
|                                   | 看護師・<br>その他看護職   | ・新型コロナウイルス感染症患者の宿泊療養の受け入れに協力した宿泊施設において、患者療養業務を行った看護師、准看護師、看護助手              |                  |  |
|                                   | その他従業員   | 運転手   |                  | ・新型コロナウイルス感染症患者の宿泊療養の受け入れに協力した宿泊施設に療養患者を送迎した自動車運転手                       |
|                                   |  | 従業員   |                  | ・新型コロナウイルス感染症患者の宿泊療養の受け入れに協力した宿泊施設において、患者受付業務を行った従業員                     |

※ 上記対象職種・業務に従事する者は常勤・非常勤・委託・派遣職員の別を問わず対象とする。

※ 公立病院職員については対象とするが、保健所等行政機関職員については対象外とする。